

## 西宮市動物愛護推進員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第38条第1項の規定に基づき西宮市動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

### (委嘱)

第2条 推進員は、西宮市（以下「市」という。）内に居住し、動物愛護の推進に熱意と識見を有する18歳以上の者で、次の各号の条件を満たす者のうちから西宮市長（以下「市長」という。）が適当と認める者に委嘱する。

- (1) 市が行う動物愛護推進員講習会を受講した者
- (2) 地域の実情に精通し、動物の適正飼養に関する啓発など動物の愛護及び管理に関する活動を市と協力して行うことのできる者
- (3) 法その他動物関連法令に反する行為等により、県又は市町村から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことのない者
- (4) 第5条第1項第1号及び第2号の規定により、推進員を解嘱されたことのない者

2 推進員の委嘱を受けようとする者は動物愛護推進員委嘱申請書兼誓約書（様式第1号）を市長へ提出するものとする。

### (推進員の証)

第3条 市長は、前条で委嘱した者に対して委嘱状（様式第2-1号）とともに動物愛護推進員証（様式第2-2号）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付された動物愛護推進員証をき損、汚損、若しくは紛失した者から動物愛護推進員証の再交付の申請があった場合は、これを再交付できる。

3 前項の申請は、動物愛護推進員証再交付申請書（様式第3号）により行うものとする。

### (委嘱期間)

第4条 推進員の委嘱期間は、2年間以内で市長が定める期間とする。

2 市長が適当と認める推進員は、再委嘱することができる。

### (解嘱)

第5条 推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はこれを解嘱することができる。

- (1) この要綱に反する行為をしたとき
- (2) 推進員としてふさわしくないと認められるとき
- (3) 市外に転居するとき
- (4) 本人から辞任の届け出があったとき
- (5) 法の改正等により、委嘱ができなくなったとき

- (6) 前各号の規定にかかわらず、第2条第1項第2号から第4号に該当しなくなった場合
- 2 推進員は、任期満了時及び前項の規定により解嘱となった場合には、動物愛護推進員証を市長へ返納しなければならない。また、辞任を届け出る場合は、動物愛護推進員辞任届(様式第4号)を市長へ提出しなければならない。

(活動)

第6条 推進員は、次の各号に掲げるほか、市が認めた活動を行う。

- (1) 動物の適正飼育及び終生飼養に関する普及啓発活動
- (2) 動物の保護、返還に関する協力活動
- (3) 収容動物の譲渡推進のための協力活動
- (4) 市が行う推進員会議等への出席及び市が主催する事業への協力
- (5) 災害時における市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策への協力

(推進員の遵守事項)

第7条 推進員の活動に関しては、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 相談等をする者の人格を尊重し、差別的な取扱いや、不快な念をいだかせることがないよう懇切丁寧な態度で接するとともに、公平な判断で助言等を行うこと。
- (2) 推進員活動に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。推進員を退いた後も同様とする。
- (3) 動物愛護推進員証を携帯すること。
- (4) 動物愛護の普及を図るためのボランティアとして活動し、推進員の名のもとに営利的な活動をしないこと。
- (5) 動物管理センターとの連絡を密にし、その指示に従うこと。

(報告)

第8条 推進員は活動実績について、毎年度ごとに動物愛護推進員活動報告書(様式第5号)により市長に報告するものとする。ただし、別途に報告するものを除く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、推進員の活動に関して必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する